

改定後	改定前
<p>第11条（権利喪失及び交換停止）</p> <p>1. 利用者が当社、参画会社等若しくは還元提携会社との契約を解除した場合、または当社、参画会社等若しくは還元提携会社の会員資格を喪失した場合には、当該利用者は当社、当該参画会社等若しくは還元提携会社との間の対象取引により付与され保有する本ポイントおよび当該本ポイントと景品等との交換に関する一切の権利を喪失するものとします。ただし、当社および参画会社が別途定める手続きに従って <u>Vポイントマーケティング株式会社</u>（以下「<u>VPMK</u>」といいます）が発行するVポイントとの連携（以下、「ポイント連携」といいます）により本ポイントを合算した場合には、利用者が契約を解除または会員資格を喪失した当該会社以外の会社との契約が有効または会員資格を保持している場合等、当該権利を喪失しない場合があります。</p>	<p>第11条（権利喪失及び交換停止）</p> <p>1. 利用者が当社、参画会社等若しくは還元提携会社との契約を解除した場合、または当社、参画会社等若しくは還元提携会社の会員資格を喪失した場合には、当該利用者は当社、当該参画会社等若しくは還元提携会社との間の対象取引により付与され保有する本ポイントおよび当該本ポイントと景品等との交換に関する一切の権利を喪失するものとします。ただし、当社および参画会社が別途定める手続きに従って <u>CCCMKホールディングス株式会社</u>（以下「<u>CCCMKHD</u>」といいます）が発行するVポイントとの連携（以下、「ポイント連携」といいます）により本ポイントを合算した場合には、利用者が契約を解除または会員資格を喪失した当該会社以外の会社との契約が有効または会員資格を保持している場合等、当該権利を喪失しない場合があります。</p>
<p><u>（2026年4月改定）</u></p>	<p><u>（2025年11月改定）</u></p>
<p>（特則）</p> <p>第2条（目的）</p> <p>1. 本特則は、<u>VPMK</u>が発行する「Vポイント」（以下「本ポイント（連携後）」といいます）の運営（以下「本サービス（連携後）」といいます）に関する基本的事項について定めます。</p> <p>2. 連携利用者には、原則として <u>VPMK</u>が定める「ポイントサービス利用規約」（以下「ポイントサービス利用規約」といいます）が適用されるものとします。ポイント連携後、連携利用者には、ポイントサービス利用規約に加えて、本規約および本特則もポイントサービス利用規約と矛盾抵触しない</p>	<p>（特則）</p> <p>第2条（目的）</p> <p>1. 本特則は、<u>CCCMKHD</u>が発行する「Vポイント」（以下「本ポイント（連携後）」といいます）の運営（以下「本サービス（連携後）」といいます）に関する基本的事項について定めます。</p> <p>2. 連携利用者には、原則として <u>CCCMKHD</u>が定める「ポイントサービス利用規約」（以下「ポイントサービス利用規約」といいます）が適用されるものとします。ポイント連携後、連携利用者には、ポイントサービス利用規約に加えて、本規約および本特則もポイントサービス利用規約と矛</p>

<p>範囲で適用されるものとします。なお、本規約および本特則とポイントサービス利用規約が矛盾抵触する場合には、ポイントサービス利用規約の定めが優先するものとします。</p> <p>3. 連携利用者が、本ポイント（連携後）と景品等との交換を申し込んだ場合、<u>VPMK</u>が、本ポイント（連携後）を、一旦「Vポイント（SMBCグループ）」に交換した後、当社が、当該「Vポイント（SMBCグループ）」を、景品等と交換するものとします。</p>	<p>盾抵触しない範囲で適用されるものとします。なお、本規約および本特則とポイントサービス利用規約が矛盾抵触する場合には、ポイントサービス利用規約の定めが優先するものとします。</p> <p>3. 連携利用者が、本ポイント（連携後）と景品等との交換を申し込んだ場合、<u>CCCMKHD</u>が、本ポイント（連携後）を、一旦「Vポイント（SMBCグループ）」に交換した後、当社が、当該「Vポイント（SMBCグループ）」を、景品等と交換するものとします。</p>
<p><u>(2026年4月改定)</u></p>	<p><u>(2025年11月改定)</u></p>